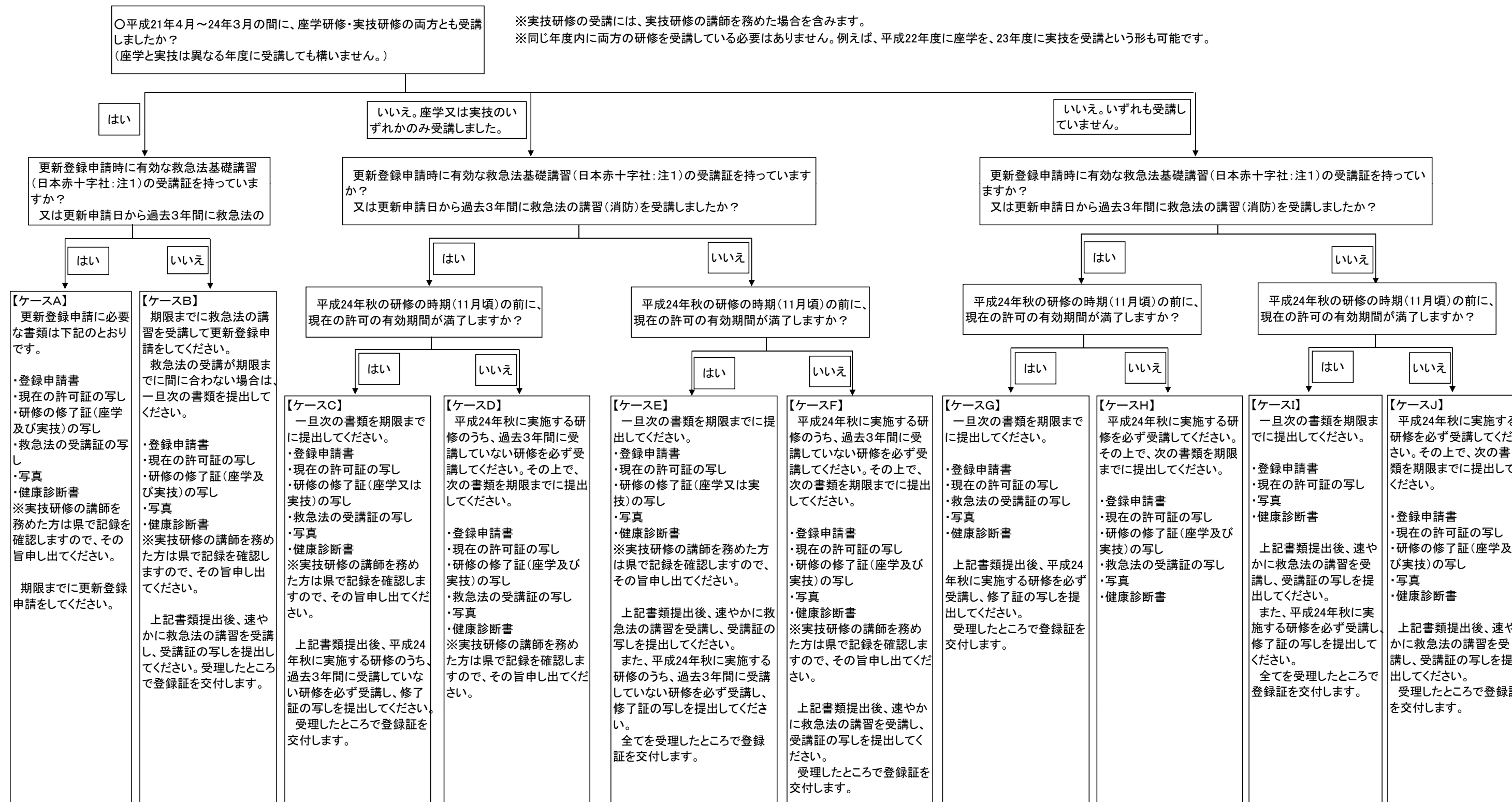


○平成21年4月から平成22年3月までに更新許可を受けた方(平成24年4月～平成25年3月に現在の許可の有効期間が満了する方)又は初めて許可を受けた方の更新登録申請手続きについて

- ・制度変更後間もないため、研修の受講及び救急法講習の受講について、経過措置を取ります。
- ・これまでに研修を受講していない方は、一旦更新申請書を提出の上、速やかに研修及び救急法の講習を受講し、受講証の写しを提出してください。



■ケースB、E、F、I、Jに該当する方は、更新登録申請よりも前に救急法講習の受講を済ませていることが望ましい。

■いずれの手続も、更新手数料として1,500円分の長野県収入証紙が必要となります。

注1)日本赤十字社の救急法に関する講習は、基礎講習のほか、救急員養成講習、指導員養成講習も有効です。